

4 年度 事務事業評価シート

事務事業名	地域福祉計画事業		会計名称	一般会計		担当課	福祉課	
			予算科目	3 款 1 項 1 目	事業番号	893	所属長名	米湊明弘
事業評価の有無	☒ 評価対象事業 ☐ 評価対象外事業（事業の概要・結果のみ）					担当責任者名	影浦ひとみ	
法令根拠等	社会福祉法					実施期間	【開始】	令和／平成 20 年度
総合計画での位置付け	健康福祉都市の創造						【終了】	令和 ■ 設定なし
	心の通った社会福祉の推進							
総合計画における本事業の役割	地域福祉計画事業検討による事業の活性化及び円滑な推進を図り、誰もが安心して自分らしく暮らしながら、相互の支え合う思いやりのある地域づくりに寄与する。							
事業の対象	市民			事業の目的	地域福祉の推進			
事業の内容（整備内容）	「伊予市地域福祉計画」と伊予市社会福祉協議会が定める「地域福祉活動計画」を市民と共生のもと、一体的に作成する。			昨年度の課題に対する具体的な改善策	計画的に審議会を開催し、課題抽出、次期計画の策定を進める。			

事業費及び財源内訳（千円）							事業活動の実績（活動指標）							
項目		前年度決算	当初予算額	補正予算額	継続費その他	翌年度繰越	決算額	項目		単位	前年度実績	4年度予定	9月末の実績	4年度実績
財源内訳	直接事業費	539	1,384	0	0	0	782	事業費	千円	539	1384	70	782	
	国庫支出金	0	0	0	0	0	0							
	県支出金	0	0	0	0	0	0							
	地方債	0	0	0	0	0	0							
	その他	0	0	0	0	0	0							
	一般財源	539	1,384	0	0	0	782	計画策定審議会開催数	回	1	3	1	4	
職員の人工（にんく）数	0.22	0.22				0.22								
1人当たりの人件費単価	7,841	7,794				7,794								
※ 直接事業費＋人件費		2,264	3,099				2,497							
主な実施主体		直接実施		実施形態（補助金・指定管理料・委託料等の記載欄）										
向こう5年間の直接事業費の推移（千円）						5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	5年間の合計			
						137	140	140	850	1,500	2,767			
成果指標	指標	事業費	単位	⇒	区分年度	前年度	4年度	5年度	目標	毎年度				
			円		目標	844	1384	137	140					
	指標設定の考え方	審議会開催経費ほか、計画の検証、評価をするための諸経費を適切に使い成果を計測する。	実績		539	782								
			指標で表せない効果		市民や関係機関が一体となって計画を作成することで生まれる一体感や達成感、満足感などは数値化が困難である。									

事務事業評価（CHECK）

新たな課題や当初の改善策に対する対応状況（今年度の途中経過）			新型コロナウイルス感染状況により、審議会が書面開催に変更となり、委員相互の意見交換ができなくなった。									
事業評価	自己判定（担当責任者）	妥当性	目的の妥当性	5 4 3 2 1 この事業では施策の目的を果たすことができない。 社会情勢等のニーズに合致する。又は、行政管理上必要な事業である。 社会情勢に概ね適合する。又は、行政管理上、概ね妥当である。 社会情勢又は行政管理事務に対応しておらず、見直しが必要である。 市が積極的に関与・実施すべき事業である。	5	合計点が 14～15：S 10～13：A 8～9：B 5～7：C 3～4：D	A	事業成果・工夫した点 事業の苦勞した点・課題	計画策定に当たっては、審議会の開催回数を増やし、委員の意見を集約することに努めた。 庁内外の関係機関と連携を図りながら、重層的支援体制整備移行に向けた検討をすすめ、関係各課と連携して事業の進捗状況を把握した。			
			市の関与の妥当性	5 4 3 2 1 今のところ市の関与・実施は妥当と判断できる。 市は関与しないで、民間や市民団体等に委ねるべきである。 市民生活の課題、又は行政内部の課題解決に大いに貢献している。 市民生活や行政内部の課題解決に向けて対応できている。 市民生活や行政内部の課題解決になっていない。	4							
			事業の効果	5 4 3 2 1 既に相応の成果を得ているが、まだまだ成果向上の余地がある。 今後、成果の向上が期待でき、事業継続の必要がある。	3							
		有効性	成果向上の可能性	5 4 3 2 1 目的は十分達成されており、事業継続の必要性は低い。 施策推進への貢献は多大である。 施策推進に向け、効果を認めることができる。 施策推進につながっていない。	3	合計点が 14～15：S 10～13：A 8～9：B 5～7：C 3～4：D	A					
			施策への貢献度	5 4 3 2 1 現状では最善の手段であり、他の方策を検討する必要はない。 最適な手段であるが、更に民活、他事業との統合・連携等の検討の余地がある。	4							
			手段の最適性	5 4 3 2 1 活動指標の実績も上がらず、効率的な手段の見直しが必要である。 投入コスト以上の成果を得ており、コスト削減の余地は見当たらない。 コスト削減に向けた取り組みを実施し、それに見合う成果を得ている。	3							
		効率性	コスト効率	5 4 3 2 1 満足する成果にも達せず、まだまだ事業費・人件費の削減余地がある。 他事例と比較し、財源・税負担も含め市民の負担は適正と認める。 他事例と比較し、財源・税負担も含め市民負担の検討の余地がある。	3	合計点が 14～15：S 10～13：A 8～9：B 5～7：C 3～4：D	A					
			市民（受益者）負担の適正	5 4 3 2 1 他事例と比較し、財源・税負担も含め市民負担の見直しが必要である。	3							
				5 4 3 2 1 他事例と比較し、財源・税負担も含め市民負担の見直しが必要である。	3							
	一次判定（所属長）	妥当性	目的の妥当性	5 4 3 2 1 この事業では施策の目的を果たすことができない。 社会情勢等のニーズに合致する。又は、行政管理上必要な事業である。 社会情勢に概ね適合する。又は、行政管理上、概ね妥当である。 社会情勢又は行政管理事務に対応しておらず、見直しが必要である。 市が積極的に関与・実施すべき事業である。	5	合計点が 14～15：S 10～13：A 8～9：B 5～7：C 3～4：D	A	事業の方向性 所属長の課題認識	■ 事業継続と判断する。 □ 事業縮小と判断する □ 事業廃止と判断する （判断の理由） 「社会福祉法」等に基づき、現計画の推進状況を把握し、事業を推進していく必要があるため、継続と判断する。 本市の地域福祉の推進に関する事項を総合的に定めた本計画について、令和4年度策定審議会を適正に運営し幅広く委員からの意見を反映する事が出来た。 また、内容についても新たに基本目標に対しSDGsの推進に向けた施策、文字から図式への変更などより分かりやすい計画書となった。 適正な審議会の開催や現状に即した社会福祉事業の整理・見直しを行いながら事業を推進していく必要がある。			
			市の関与の妥当性	5 4 3 2 1 今のところ市の関与・実施は妥当と判断できる。 市は関与しないで、民間や市民団体等に委ねるべきである。 市民生活の課題、又は行政内部の課題解決に大いに貢献している。 市民生活や行政内部の課題解決に向けて対応できている。 市民生活や行政内部の課題解決になっていない。	4							
			事業の効果	5 4 3 2 1 既に相応の成果を得ているが、まだまだ成果向上の余地がある。 今後、成果の向上が期待でき、事業継続の必要がある。	4							
		有効性	成果向上の可能性	5 4 3 2 1 目的は十分達成されており、事業継続の必要性は低い。 施策推進への貢献は多大である。 施策推進に向け、効果を認めることができる。 施策推進につながっていない。	4	合計点が 14～15：S 10～13：A 8～9：B 5～7：C 3～4：D	A					
			施策への貢献度	5 4 3 2 1 現状では最善の手段であり、他の方策を検討する必要はない。 最適な手段であるが、更に民活、他事業との統合・連携等の検討の余地がある。	4							
			手段の最適性	5 4 3 2 1 活動指標の実績も上がらず、効率的な手段の見直しが必要である。 投入コスト以上の成果を得ており、コスト削減の余地は尙早たらない。 コスト削減に向けた取り組みを実施し、それに見合う成果を得ている。	4							
		効率性	コスト効率	5 4 3 2 1 満足する成果にも達せず、まだまだ事業費・人件費の削減余地がある。 他事例と比較し、財源・税負担も含め市民の負担は適正と認める。 他事例と比較し、財源・税負担も含め市民負担の検討の余地がある。	4	合計点が 14～15：S 10～13：A 8～9：B 5～7：C 3～4：D	A					
			市民（受益者）負担の適正	5 4 3 2 1 他事例と比較し、財源・税負担も含め市民負担の見直しが必要である。	3							
				5 4 3 2 1 他事例と比較し、財源・税負担も含め市民負担の見直しが必要である。	3							

施 策 を 踏 ま え た 判 断	二 次 判 定	☐	一次判定結果は以下の点について良好と評価し、更なる事業推進を求める。	⇒	指摘事項を踏まえ、事務改善、事業推進に努め、今年度の事務事業評価シートに反映させること。
		☐	一次判定結果のとおり事業継続と判断する。		
		☒	一次判定結果のとおり事業継続と判断するが、以下の課題を新たに追加する。 「社会福祉法」等に基づき、本市の地域福祉の推進に関する事項を総合的に定めた本計画について、令和4年度からアンケート結果等に基づく次期計画の策定を本格的に開始することから、資する現計画の進捗状況や課題の抽出・整理等に努める必要がある。		
		☐	一次判定は以下の点について外部評価が必要と判断し、行政評価委員会に諮ることとする。		
		☐	一次判定結果のとおり事業縮小と判断し、行政評価委員会に諮ることとする。		
		☐	一次判定結果のとおり事業廃止と判断し、行政評価委員会に諮ることとする。		
		☐	既に事業廃止が決定していることから、廃止に向けた手続を行う。		

行政評価委員会の答申	外部評価	答申の内容
------------	------	----------------------

今後の方向性（ACTION）

の 経 最 終 者 判 会 断 議	事業の方向性		コメント欄
	☐	さらに重点化する。	
	☐	現状のまま継続する。	
	☒	見直しの上、継続する。	
	☐	事業の縮小を検討する。 事業を縮小する。	
	☐	事業の休止、廃止を検討する。 事業を休止、廃止する。	